令和3年度

第2回飯田市土地利用計画審議会・第2回飯田市都市計画審議会

日時:令和3年10月11日(月)14:00~

場所:飯田市役所 C棟 311·312·313 会議室

1. 開 会 14時00分

○近藤 定刻となりましたので、ただいまから飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画 審議会を開会いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうご ざいます。私は、本日の進行を担当いたします地域計画課の近藤と申します。どうぞよ ろしくお願いいたします。

いつもであれば大貝会長に会議の進行をお願いしておりますけれども、本日緊急の用事が入ったため急遽欠席という連絡がございました。本日の会議の進行については、高瀬職務代理にお願いをしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは初めに、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様に事前にお配りしました資料は、事前配布資料1-1から1-3でございます。また、本日お配りしました資料は、会議次第、審議会委員等名簿と座席表、諮問書の写し、当日配布資料1-1と1-2でございます。

なお、大変申し訳ございませんが、事前配布資料に訂正がございます。本日、事前配布資料1-1、1-2、1-3の訂正版を改めてお配りさせていただいております。こちらをご覧くださいますようお願いいたします。誠に申し訳ございませんでした。

資料に不足などがございましたら事務局までお申しつけいただきたいと思いますがよ ろしいでしょうか。

2. 理事者あいさつ

- ○近藤 それでは、佐藤市長よりごあいさつを申し上げます。
- ○佐藤市長 皆様こんにちは。

本日は大変お忙しいところ、今年度第2回目の土地利用計画審議会・都市計画審議会 にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

また皆様方には、それぞれのお立場で、飯田市の都市計画・土地利用計画につきまして、ご理解とご協力をいただいておりまして、本当にありがとうございます。この場をお借りして感謝を申し上げたいと思います。

まずご報告なのですけれども、7月に開催いたしました第1回の審議会で答申をいただきました、羽場・丸山・鼎地区に係ります都市計画道路の変更、それから都市計画用途地域の変更、それから白地地域の容積率制限等の見直しにつきましては、長野県決定分について9月21日付けで決定の告示がなされました。また、市の方もこれに併せまして、同日付けで決定の告示を行っております。皆様方のご審議によりまして、このような決定ができましたことを感謝申し上げますとともに、ご報告申し上げます。

また、本日は審議事項といたしまして、飯田市土地利用基本方針の変更について諮問をさせていただきます。こちらにつきましても慎重にご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

今日の審議会は令和3年度の第2回ということでありますけれども、皆様方の任期が12月14日までとなっております。今年度、あるいは年内に予定をしている審議会は今回が最後となりますので、恐らく皆様方にお集まりいただいてご審議をいただくというのは今日が最後になるかと思います。会議の始まる前からこういうことを申し上げるのもあれですが、皆様方には任期の間に飯田市の都市計画・土地利用計画の色々な課題につきまして、ご審議いただいてご検討を賜ってまいりました。そのことにつきましてまずは感謝を申し上げたいと思います。

また、皆様方のお力を借りて、これから大きな変化を迎えていく飯田市の都市計画・ 土地利用計画について、私どももしっかりとやってまいりたいと思いますので、引き続 きご指導いただけますように、この場を借りてお願い申し上げます。

それでは今日の審議会をどうぞよろしくお願いいたします。

(会議の成立について)

○近藤 ここで、委員の出席状況につきまして、ご報告いたします。

土地利用計画審議会委員 13 名のうち 10 名、都市計画審議会委員 22 名のうち 19 名の皆様にご出席いただいております。両審議会とも委員総数の半数以上の出席をいただいておりますので、飯田市土地利用計画審議会条例第7条第2項及び飯田市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、本会議は成立している旨、お伝えいたします。

なお、中山委員、白子委員からあらかじめ欠席のご連絡をいただいております。また、本日専門委員の皆様にもご出席をお願いしておりますけれども、上原専門委員からあらかじめ欠席のご連絡をいただいております。また、佐藤委員の代理で丹羽事業対策官に、細川委員の代理で丸山整備課長に、丹羽委員の代理で柴リニア活用・企画振興課長に出席をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、次第に従いまして高瀬職務代理からごあいさつをお願いいたします。

3. 会長あいさつ

○高瀬職務代理 皆様こんにちは。職務代理の高瀬でございます。

本日は、急遽大貝会長が欠席ということで、私が進行を務めさせていただくことになりました。よろしくお願いします。

審議会委員の皆様におかれましては、土地利用計画審議会と都市計画審議会の両方の 委員として、ご尽力、ご足労いただきまして、大変ご苦労様でございます。

本日は、前回の審議会においてご協議いただきました案件について、諮問が予定され ておりますので、皆様には慎重なご審議をお願いいたします。

諮問につきましては、出来れば本日一定の結論が得られればと思っておりますので、 委員の皆様のご協力をお願いいたします。

活発な意見交換ができますように、委員の皆様のご協力をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○近藤 ありがとうございました。

4. 諮 問

○近藤 これより、諮問に入らせていただきます。

諮問書の写しを委員の皆様にお配りしておりますので、ご覧ください。

諮問書の読み上げは、感染防止に配慮した会議時間短縮等のため、自席にて読み上げ させていただきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

それでは佐藤市長お願いいたします。

○佐藤市長 それではまず、土地利用計画審議会の大貝会長に対しまして、私の方からの諮問 ということでございます。

飯田市土地利用基本方針の変更について(諮問)。このことについて、飯田市土地利用 基本条例第 10 条第7項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり貴審議 会の意見を求めます。

- 1、 諮問の目的 飯田市土地利用基本方針の変更
- 2、 諮問の内容 別紙のとおり

ということで資料をお配りしております。同じ内容について、条例の根拠が異なりますが、都市計画審議会の大貝会長に対して私の方から同じく土地利用基本方針の変更についての諮問ということで、2件の諮問を今日はお願いいたします。

○近藤 以降の進行につきまして、高瀬職務代理にお願いいたします。

(会議録の公開について)

○高瀬職務代理 それでは、議事進行をお預かりいたします。

会議に先立ちまして、事務局より会議録の公開について説明があるようですのでお願いいたします。

○近藤 本日、お配りしました会議次第の裏面をご覧ください。

会議内容の概要につきましては、規定により公開することとしておりますが、公開会議録には出席委員全員の同意が得られた場合に限り、発言した委員の氏名を記載するものとしておりますので、本日の会議録における発言委員の氏名の公開について、同意いただけるかお伺いいたします。

○高瀬職務代理 ただいま説明がありました、公開の同意につきまして、ご異議が無ければ公開 してよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○高瀬職務代理 ありがとうございます。それでは、会議内容の公開にあたっては、発言された 委員の方の氏名をあわせて公表することにいたします。

5. 審議事項

○高瀬職務代理 それでは、お手元の次第の4番目、諮問事項です。先ほど諮問を受けました ので、審議に移りたいと思います。

- (1) 飯田市土地利用基本方針の変更について
- ○高瀬職務代理 飯田市土地利用基本方針の変更について、事務局より説明をお願いします。
- ○牧内地域計画課長 それでは事務局から説明をさせていただきます。地域計画課の牧内と申 します。

前回の審議会の勉強会で行った案件につきまして、今回の審議会において諮問を行います。基本的にこれまでもこのスタイルで行っておりまして、今回も同様に行いたいと思っております。

審議事項の飯田市土地利用基本方針の変更の内容については、飯田南道路の新規路線の位置付けとグリーンインフラの2点を飯田市土地利用基本方針に追加するものです。

1点目の飯田南道路の追加は、都市計画決定を行うに際しまして、その上位計画である飯田市土地利用基本方針、市の都市計画マスタープランに位置付けるもので、構造形式等の詳細を決定するものではございません。その点については、分かりづらく混同しやすい部分ですので、後ほど説明をいたします。

前回の勉強会にご協議いただいた内容に、一部修正を加えた箇所がございますので、

そちらについてまず説明をさせていただきます。スクリーンをご覧いただきたいと思います。

都市計画の見直し方針の図面を拡大したものでございます。8・7・2号西の原殿岡線、自転車歩行者専用道路につきまして、前回審議会では赤色の廃止候補としておりましたが、黄色の廃止候補又は変更候補に修正しております。

理由としまして、廃止候補として検討を進めてまいりましたが、地元の皆様との協議の中で、「関係する地区の意見を聞きながら方針をたててほしい」との要望がございました。その要望を踏まえまして、もう少し時間をかけて地元の皆様と協議しながら方針を決定していくこととしまして、こちらの路線を廃止候補又は変更候補とするものでございます。

それでは続いて審議事項の内容について説明させていただきます。本日の資料としましては、事前配布資料1-1から1-3、当日配布資料1-1と1-2となっております。

まず、事前配布資料1-1をご覧いただきたいと思います。2の変更の背景と内容についてでございますが、(1)国道 153 号飯田南道路につきましては、この道路が県の区域マスタープランにおいて、都市構造の広域連携軸として位置付ける重要な路線でありまして、市の土地利用基本方針におきましても、道路網構想の放射道路軸として内環状道路軸の連絡や、高規格道路の代替機能を担う重要な路線として位置付けております。今回は改めて、都市構造の骨格として明確化しようとするものでございます。

(2) グリーンインフラの導入推進につきましては、本年4月に県が策定しました、長野県信州まちなかグリーンインフラ推進計画の取組が、市としても、持続可能な開発目的である SDGs との親和性も高く、2050 年いいだゼロカーボンシティ宣言の実現に資するものでありますので、県と連携しましてグリーンインフラの導入推進に取り組もうというものでございます。

事前配布資料1-1の裏面をご覧いただきたいと思います。まず、主なスケジュールについて先にご説明をさせていただきます。当日配布資料1-1も併せて説明させていただきますのでお願いいたします。

土地利用基本方針の変更及び都市計画原案に関する住民説明会を、山本・伊賀良地区において7月19日から21日の3日間開催しまして、飯田南道路の新規路線位置付けについての意見は特段なく、ご理解をいただいております。

7月29日に行われました、前回の第1回土地利用計画審議会・都市計画審議会の勉強

会におきまして、土地利用基本方針の変更内容について協議をいただいております。

その後、8月10日の伊賀良地域協議会、9月3日の山本地域協議会におきまして意見 聴取を行っております。その結果、両協議会において「異存なし」との回答をいただい ておりますが、冒頭に説明いたしました西の原殿岡線の件については、地域との協議の 中で先ほどの説明のようにさせていただきたいと思っております。

当日配布資料1-2をご覧いただきたいと思います。8月 10 日から9月9日までの 1か月間におきまして、パブリックコメントを実施しております。その結果、1団体よ りご意見をいただいております。いただいた意見に対する市の回答もございますので、 併せてご説明させていただきます。

内容といたしましては、土地利用基本方針の 48 ページ、1. 都市計画道路 (2) 具体的な内容、都市計画道路の見直しに関する方針の中に、「都市計画道路の位置付けにあたり、通過する道路は通過地域の利便性や発展性を考慮した整備を推進します。」の文章を追記するべきというものでございます。その理由としましては、新たに飯田南道路を整備することで、分断される地域の生活・環境・コミュニティと、その発展性が阻害される懸念がある、というものでございます。

回答としましては、ご意見いただいた箇所への追記は行わず、変更案のとおり進める、ということにさせていただきたいと思います。理由としましては2点ございまして、1点目は、今回の整備目的は、「現道の国道 153 号における渋滞の発生、通学児童をはじめとした歩行者・自転車の安全性の懸念や、リニア中央新幹線開業による観光・産業需要の増加に対応するため、計画しているものであるという」こと。

それから2点目につきましては、「都市計画道路の機能としては、都市における円滑な 移動を確保するための主要幹線街路として、都市の拠点間を連絡しまして、自動車専用 道路である三遠南信自動車道それから中央自動車道と連携して都市に出入りする交通 を処理できるよう求めているということ」でございます。

というそれぞれの、1点目の目的、2点目の機能のとおり、追記は行わないことといたしますが、ご指摘の通過することによります生活・環境・コミュニティの発展が阻害されないよう、引き続き関係機関との調整を図っていきます。

また、対応策の提案及びその他でございますが、上ノ平地区、これは飯田市の三日市場に該当しますが、そこを通過する際、道路構造を地表式にしていただきたいとの意見でございますが、回答としましては、冒頭で説明させていただいたとおり、飯田市土地利用基本方針、市都市計画マスタープランに位置付けるものでございまして、構造形式

等の詳細についてお聴きするものではないため、ご理解をいただきたいとの回答をさせていただいております。

最後に、事前配布資料1-1、3.変更の詳細な箇所につきましては、担当より説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐々木 地域計画課の佐々木です。よろしくお願いいたします。

事前配布資料 1-1の裏面の 3.土地利用基本方針の変更の箇所について説明いたします。

こちらでは今回変更となる主な箇所を記載しております。詳しくは、事前配布資料 1 - 2、1 - 3 で説明いたしますのでご用意をお願いいたします。

まず、事前配布資料1-2をご覧ください。事前配布資料1-2は前回の変更との新旧対照表となっております。どの箇所がどのような変更となったかがご確認いただけるかと思います。

なお、本日お配りしております、事前配布資料 1-2の訂正の内容としましては、事前配布資料 1-2 新旧対照表の 10 ページ、第 5 章防災都市づくり b. 土砂災害対策内の、砂防施設等の災害対策に関する記載の変更につきまして、事前に県から「県が実施する内容ではないか」とのご指摘をいただいており、それを基に訂正をしたものとなっております。

続きまして、事前配布資料 1 - 3 をご覧ください。こちらは変更案の変更箇所を抜粋 したものでございます。下線が引かれている部分が変更箇所となっております。こちら で主な変更箇所についてご説明いたします。

また、先ほど事前配布資料 1-2 の訂正箇所について申し上げましたが、事前配布資料 1-3 の訂正に関しましても、事前配布資料 1-3 の変更案の抜粋の 22 ページとなりますが、同様の訂正となっております。

事前配布資料 1-3 の 16 ページをご覧ください。ページ番号は、ページ右下あるいは 左下にあります大きい数字の番号になります。事前配布資料 1-2 の新旧対照表ですと 7 ページになりますので、よろしければこちらも併せてご確認ください。

事前配布資料1-3の16ページの変更は、都市計画道路の見直しに関する方針に、新たに飯田南道路を位置付ける箇所となります。リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通を見据え、全市的・広域的な視点で必要となる道路軸を都市計画道路として位置付けること、また、特に飯田南道路は、内環状道路の連絡や高規格道路の代替機能を担う重要な路線であり、広域道路ネットワークの一環として都市計画道路に位置付けること

を記載しております。

戻りまして、11・12ページをご覧ください。こちらはグリーンインフラの導入推進に係る箇所でございます。こちらの変更は、新たにグリーンインフラの導入推進の取組経過や考え方等を新規に記載するものでございます。前半の部分は、これまでの経過説明となりますのでお読みとりください。(1)基本方針の内容としましては、主に3つございます。

まず1つ目に、導入にあたっての基本的な考え方でございます。検討段階において、 自然環境が有する多様な機能や仕組みを活用し、防災・減災・地域振興等に活かしてい く考え方であり、検討にあたっても行政のみならず、各種団体・地域住民・大学や関係 機関などの公・民・学の連携した組織づくりによって、多様な主体の参画に取り組むこ ととしております。

2つ目に、機能と効果の発現です。自然環境の有する、良好な景観形成・浸水対策・ 地球温暖化緩和等といった多様な機能は、時間の経過とともに変化していきます。必要 な機能が効果的に発現できるよう検討を行うということでございます。

最後3つ目に、新たな都市の整備への導入推進でございます。今後予定されていく都市整備にあたっては、自然の持つ多面的な機能や仕組みを活用したグリーンインフラを導入することで、地域課題の解消や持続可能な社会の構築・まちなかの魅力醸成の取組に努めるものでございます。

主な追加・変更箇所については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいた します。

○高瀬職務代理 ただいま説明を受けましたので審議に移りたいと思います。

飯田市土地利用基本方針の変更について、まず質問等を出していただいて、その後こ の件についてご意見を伺うことといたします。

それでは、ご質問等がございましたらご発言をいただきたいと思います。ご発言にあたっては、氏名を告げて発言をお願いします。ご質問ございませんでしょうか。

○新井委員 8番、新井信一郎でございます。それぞれご説明に対しましてありがとうございます。事前に資料等々の対応も感謝申し上げます。

そういった中でご質問させていただきたいのですが、事前配布資料1-1グリーンインフラの導入推進、事前配布資料1-3の11ページについて、グリーンインフラの導入推進ということでありますが、導入は非常に良いことだ、そんなふうにも思うのです。そういったものを実際に今後、工事の場所に落としていく、そしてまちづくりに落とし

ていく、そういった中で、どんな扱いになってくるのか。今まで道路の発注に際しては、いわゆるグリーンベルトといいますか、街路樹が少なかったらそれを増やそう、その面積をちょっと大きくしよう、様々な見方があるのですが、具体的な例を少し挙げていただくと分かりやすいのですが。

このイメージばかりでは、実際どんなものができるのか、出来ようとしているのか、そのあたりの説明をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○牧内地域計画課長 地域計画課の牧内です。ご質問いただきましてありがとうございます。

具体例で言いますと、飯田市で取り組んでおります、りんご並木のようなところが具体的事例としては分かりやすいのではと思うのです。中央分離帯にりんごが植えられておりまして、グリーンインフラというのは、自然の持つ多機能性やしなやかな再生能力等の特性を、上手く活かすということが主だった目的となっておりますので、コンクリートの構造物ばかりではなくて、緑の特性を活かすことによって急激な雨が降った時でも、地面に浸透するといった機能になっております。

今後も、桜並木やリニア駅というところで、グリーンインフラを使っていくことができるのではないかと、まだ検討段階ではございますが、具体的にはまだで、今回の土地利用基本方針には具体例の明記はしないこととしておりますが、そのようなことが考えられます。

- ○新井委員 ご説明ありがとうございました。注釈にも、それぞれ今いただいたような説明はありますので、少し踏み込みますと、どうしても予算に絡んでくるものであったり、緑ですから生き物です。その維持管理体制、そういったものがきちんと担保されているのか、そしてそれが公としての維持管理をしていただけるものなのか。よく、そのような道路をつくったら地元が管理してくださいよ、アダプトシステム等々、それはそれで別の話ですけれども、通常で考えたら維持管理がずっと続くものですよね。そういったお考えをしっかりと市民の皆様方に示したうえで、こういった素晴らしい事業を進めていかないと、後が大変じゃないのかなと思います。その辺りのお考えはどうでしょうか。
- ○牧内地域計画課長 ありがとうございます。ご指摘いただいたとおりだと思っております。

行政がそういった公共インフラを整備したとしても、その後の維持管理というのは一つ大きな課題だと認識しております。ですので今後、整備することだけを考えるのではなく、その後の維持管理も含めて検討していく必要があるというふうに考えております。

○新井委員 後のことをしっかりと担保したうえで、進めていただきたい要望でもあります。

また、この当件は以前、コンクリートから緑のダム、様々なきれいな言葉を頂戴しまし

た。その結果と言ったら大げさかもしれませんが、ここ近年の大きな災害等々に対応できない状況も、全国的にみると生まれてしまっております。そういったことがないように、命を守るためのインフラということが、まず大前提としてあるうえで、こういったグリーンインフラ、これはダムが入るか分かりませんけど、緑を使ってのまちづくりを推進していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○牧内地域計画課長 貴重なご意見をありがとうございます。今後も、今いただいた意見を参 考にしながら進めていきたいと思っております。ありがとうございます。
- ○松本委員 1番の松本富雄といいます。よろしくお願いします。

防災の都市づくりということで、大分、県からご指導いただいて県のやることじゃないかということで、少し変わったようでございますけれども、事前配布資料 1 - 2 の 10 ページになりますが、防災という点でこの頃の岡谷の災害等々を見ておりますと、森林だけではなく田んぼ・畑等もありますけれども、ここには森林づくりと書いてあります。 防災に強い森林づくりというのは具体的にどんなことを指しているのかを教えていただき、それをお聞きしてから意見を述べたいと思います。

○原林務課長 林務課原です。お願いします。

森林整備は、健康を守るということに繋がるわけです。植林して成長している森林はだんだんと木が混んできて、森林はそのままだと弱くなっていってしまうものですから、弱い木を間伐して整備を進めることが森林の健康を守るということに繋がるわけです。

- ○松本委員 分かりました。先ほどの、河川管理との関係で山について間伐して切るということもございますが、岡谷で起きた災害の例を見ていても、水はけが関係するのではないかというふうに思っているのですけれども、その辺の河川については市の管理の道であったり、あるいは道路であったりするかと思いますが、そこら辺へ森林が崩れるとか、そういう意味での減災・防災対策等々についての森林づくりということは積極的に、管理だけでなくて入れていただければありがたいと思っているのですが、防災と森林づくりと河川等々の積極的な計画といいますか、つくっていくということになるのでしょうか。排水について、そんなふうにちょっと全然素人ですけれどもよろしくお願いしたいと思います。
- ○原林務課長 山に対する砂防の工事の担当は県となりますが、県の方で砂防の工事を行うためには、保安林の指定をしながら、崩れてこない砂をためる砂防の工事をいたします。 その工事も、市も協力いたしまして各地区と相談をしながら、砂防の法面の崩れたところに対して、今後、それ以上崩れないよう県と相談をしながら実施してまいります。

○松本委員 はい、分かりました。積極的に森林づくりという意味では、どちらかというと木 をつくるという形かと思いますけれども、森林をつくるためとあわせて、防災にプラス で水はけ・排水についても、上手く計画に入るような見通しのある計画を立てていただ ければありがたいなと思っております。

私どもの下久堅は割合、山で、また、飯田市の中にたくさん山がありますし、あのような岡谷の災害が起きないことを願っております。

○高瀬職務代理 今のはものすごく大事なお話だと思います。最近は、防災についても、土砂 災害の危険区域とか、かなり色々と決めていたり、立地適正化計画のところでも防災に ついてすごく考えられていると思いますので、単に、ご指摘されたように維持管理とか つくっていくとかというふうではなくて、住んでおられる方とか減災、災害に対するも のを考えていってほしいと思いますので、よろしくお願いします。

他にご意見ご質問等ございますでしょうか。ご意見でもございましたら構いませんの でお願いいたします。

○浅野委員 浅野です。よろしくお願いします。

グリーンインフラのところでお伺いしたいのは、県では信州まちなかグリーンインフラ推進計画というのを策定しましたということで、それを基に飯田でもという話なのですけれども、今までいくつかご質問ありましたように、要するに実態がよく分からないからどういうものかというようなご質問だったと思うのですけれども、グリーンインフラ系のものって例えば都市計画でいうと、既に緑のマスタープランみたいなものがあって、土地利用基本方針でいうところの第4章第2節に書いてあるのが飯田の場合、緑のマスタープランだと思うのですけれども、こういうものを使って構成するようなイメージとか枠組みみたいなものが、そもそも県の推進計画の中である程度示されたうえで、県内の市に向かってカスタマイズしてくださいというような話になっているのか、それとも、県の推進計画自体がかなり中身がないというと語弊がありますけれども、理念先行型で中身は各自で考えてください、というような投げかけ方をされているのか、その辺りがよく分からなくて、飯田市のこの書きっぷりを見ると、何をやるのかっていうのがあまり決まっていなくて、とりあえず理念的なものをここに書いておいて、後は地域の皆さんと一緒に考えてやってくださいというような、そんなようにも読めるんですけれども、どういうふうに進められているのかというのを教えていただければと思います。

○松平 地域計画課の松平です。よろしくお願いいたします。

前面のスクリーンに、前回の審議会の資料を出させていただいております。ただいま

のご質問の件でございますが、前回の審議会勉強会で説明させていただきましたが、まちなかの緑が少なくなっているという中で、まず、信州まちなかみどり宣言を行いまして、県民の皆様の意識をより高めるというのが、まず始まりでありまして、確かに今おっしゃっていただいたように、具体的な対応策というのがすべて決まっているという状況ではございません。まずはこういった宣言をとおして、全県に広めていきたいという考え方が今の県の状況でございます。

市としましても、その考え方に同調いたしまして一緒に進めていきたいと、これは主要4都市からまず入れていきますけれども、当市を含む主要4都市が県と一緒に取り組むことによりまして、周りの市町村についても広がっていくものというふうに考えているものでございます。

また、県の計画の中に5か年の実行計画をつくっておりまして、その計画に基づいて 段々とそういったものを具現化していこうと、どういったことでそれを具現化していく かということがございまして、まず、県庁の組織が中心となりまして企画立案をするわ けなのですが、現地機関である各建設事務所がございますので、その建築事務所と当市 を含む4市、長野市、上田市、松本市、飯田市が協議会というものを設置しようと、県 の方で音頭をとっていただいて、協議会を設置して、その中で共通する課題であります、 先ほどもご意見をいただいております、維持管理とか今後どういった形で費用を捻出す るかというところも含めて、その協議会の中で検討していこうということで、今、県で 準備いただいているところでございます。

なので、具体的な部分はございませんが、今後そういった形で一緒に県と連携して取り組んでいきたいと、そういうふうに思っております。

- ○浅野委員 了解しました。協議会をつくってということですから、いずれにしろモデル的な 地区を作ってそこで、市民の皆様に分かるように取組をして進めていくことだと思うの ですけれども、既に緑のマスタープラン等もありますので、そういうものとの紐づけを して一過性に終わらないで、システムの中でなるように活用していただけるとよろしい のかなと思いました。
- ○松平 先ほどの説明で言い忘れましたけれども、緑の基本計画というのは飯田市の計画にも ございます。今後、具体的な内容が詰まってきた段階で、少し見直していきたいという ように考えております。現段階では、リニア駅周辺整備みたいなものもデザインノート の中にもグリーンインフラを推進することで、実際の整備の中で導入していくというこ とで記載をされておりますので、そういったものを段々とこれから詰めていきたいと思

っておりますのでよろしくお願いいたします。

○新井委員 8番、新井信一郎でございます。ただいまの説明の中にもございましたように、 リニアの駅周辺のお話、確か前回の審議会の中でも、グリーンインフラのイメージをと いうことで質問させていただいて、まさにリニア駅、長野県駅としてふさわしいものを、 そうなってくると県と同調したようなこのグリーンインフラの推進は、非常に有効的だ と私も理解をしております。

となりますと、あそこには本物の川がありますよね、一級河川土曽川、そういったものを交えたグリーンインフラの絵を描いてみたらどうか、そんなようなお願いをしたかと思います。といったところを、ぜひ市民の皆様方に分かりやすいような、そんなようなプランを県の皆さんと一緒に描いていただけると嬉しいかなと思いますが、何か動きはありましたでしょうか。

○牧島リニア整備課長 ご意見ありがとうございます。リニア整備課の牧島でございます。

今、ご質問いただきましたことにつきましては、現在、実施設計とともに、検討を進めておる段階でございます。また、グリーンインフラの関係につきまして、デザインノートにも記載をしておりますけれども、これにつきましても、現在、まだまだ検討中というところでございます。そういった考え方ができた段階でご説明をさせていただけるかと思います。よろしくお願いします。

- ○新井委員 答弁ありがとうございます。そういった中ではありますが、一部の報道によりますと、リニア長野県駅が年内に着工だと、そんなような話を進められておる、そんなふうにも聞きおいております。ああいった報道が出ますと、一気に市民の皆様方は不安、プラスわくわく感を、どうリニア事業に乗せていくのかそしてこういった新しいグリーンインフラのイメージを発信しやすい時期でもあるかと思います。ぜひその辺り、先ほど先生から質問もありましたけれども、市民の皆様方に分かりやすいようなそんな説明を今後いただかないと、一部の者だけが分かっていても進められる事業じゃないと思うのですのよね、書いてあるとおり市民の皆さん、住民の皆さん含めての事業推進ということでありますので、ぜひその辺り重ねてどうぞよろしくお願いいたします。
- ○宮下委員 16番、宮下と申します。

地元へ帰って説明するのにちょっと分かりづらいところがあったので、とんちんかんな質問かもしれませんけど、グリーンインフラの導入推進という部分で、ここに、「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題、これはグリーンインフラとどういう関係があるのでしょうか。ちょっと私では分からなかったので説

明していただけると嬉しいかと思います。

○松平 ご質問ありがとうございます。事前配布資料 1 − 3 の 12 ページのところをお話いただいたかと思います。これは「国では」というように書いてありますけれども、平成 27 年度に閣議決定された国土形成計画、それから第 4 次社会資本整備重点計画において、この 3 点の課題の対応のひとつとして、グリーンインフラを推進することを国が位置付けたということでございます。

確かに、人口減少と高齢化の対応というところにそのまま直結するのか、ということはご指摘のとおりかと思いますけれども、そういったグリーンインフラを増やすことによって、緑が豊かになるとか、そういった地域の環境が保全されるようなことを踏まえて、地域社会の形成を図っていくという想いが入っているのではないかと思っております。これは国の方で位置付けられている内容でございますので、よろしくお願いいたします。

- ○宮下委員 では、国が言ったことであって、飯田市がそのままやるというわけではないとい うことですか。先ほどもどなたかも、県の事業の部分がありましたけれども、どういう 説明をしたらよろしいでしょうか。
- ○松平 ありがとうございます。国では平成27年度からこういう取組を進めてきて、グリーン インフラというのを全国に展開していこうという考え方でございます。県も、今年度7 月に信州まちなかみどり宣言などを行い、考え方を県内に広めていこうと。

そういうものに同調しながら、市としては、今回の土地利用基本方針に位置付けて、 それから県と一緒に、先ほどお話させていただきましたが、連携しながらどういった形 でグリーンインフラが導入できるのかというところをこれから決めていきたい。という ふうに考えているところでございます。

- ○宮下委員 ありがとうございました。そのまま伝えておきます。
- ○高瀬職務代理 もう少し分かりやすく住民の皆様にご理解いただけるようなものをつくって いただかないと、こういうことになってしまいますので、よろしくお願いします。
- ○鈴木委員 専門委員の鈴木です。事前配布資料1-2の7ページの赤字で訂正いただいた所 についてお尋ねしたいのですけれども、「リニア中央新幹線や…」の箇条書きですけれ ども、「必要な道路軸を新たに都市計画道路として位置付ける。」という、道路軸という 言葉があるのですけれども、この言葉は、参考資料とかでも交通軸という言葉はあって 道路網という言葉はあるのですけれども、「道路軸」という言葉は無くて、それが何を 意味しているのか、必要な道路を新たに都市計画道路として位置付けるだけではいけな

いのか、そういう細かなことなのですけれども、少し表現が気になった点が1点と、同じく言い回しだけなので細かな形で申し訳ないのですが、事前配布資料1-2の9ページのところで、「○河川の適正な維持管理」と修正いただいた所があるのですが、「定期的な点検に基づき計画的な更新、修繕、点検を実施し…」と、点検が繰り返し出てくることの意味、定期的な点検を行って計画的に更新、修繕を実施すれば済むと思うのですけれども、点検が2回出てこなくてもいいかな、細かな話ですけれどもこういった文章は残されるものですし、少し言い回し等定義されると良いかなと、これは意見です。

○牧内地域計画課長 ご質問ありがとうございます。前方スクリーンに写しますのでしばらくお待ちください。まず1点目の道路軸というのはどういう定義になっているかということであると思いますが、放射道路軸とか内環状道路軸という使い方をしておるのですが、今回の場合は道路軸ということであり、飯田南道路については、道路網構想の中で放射道路軸で、赤い部分が内環状道路軸、それから黄色い部分は外環状道路軸になっておりまして、今回の飯田南道路については紺色になっておりますが、その部分が放射道路軸、そういう位置付けをしております。先ほどの表現のところがそういうふうになっておりますが、飯田南道路とすると放射道路軸になります。

もう1点は、事前配布資料1-2の9ページの1番上の段になるかと思いますが、「河川の適正な維持管理」というところでございます。「河川の維持管理を適切に行うため、定期的な点検に基づき計画的な更新、修繕、点検を実施し、安全な河川管理に努めます」というところでここは点検が2回ほど出てくると、書き方の部分だと思うのですが、この部分でよろしいでしょうか。

- ○鈴木委員 はい。
- ○牧内課長 この部分は表現が確かにご指摘のとおり、点検が続くものですから、修正をかけて分かりやすいようにしたいと思います。よろしいでしょうか。
- ○鈴木委員 1点目の道路軸というのは、放射と環状ということであれば、そういったものを 抜粋していただくとより分かりやすいかなと思って、特にそういったものでないと私は 読んでしまったのですけれども、今回の場合ですと、必要な道路を都市計画道路として 位置付けるということだけでも表現として通るのかなと思いましたものですから、道路 軸という言葉で訴えかけたいということであればご説明いただいたことをしていただ いた方が良いかなと思います。
- ○牧内課長 承知いたしました。よろしくお願いします。
- ○高瀬職務代理 1点目の道路軸については鈴木先生にご相談しながら決めていけば良いと思

います。ご相談いただければいいようになるかと思います。よろしくお願いします。 ○熊谷(弘)委員 熊谷です。よろしくお願いします。

1つ教えていただきたいと思います。このグリーンインフラに関しては、先ほど説明があるとおり SDGs の観点やゼロカーボンということを宣言している中で、長野県内でも4つのうち1つの都市に入っているということは、これは素晴らしく良いと思いますし、県が推進している1つの事業であり、その上に国がいたりするのですが、おそらくこれは今までの飯田市の中の、先ほどの緑のという部分に連携してグリーンインフラをやっていくという中において、県の方では5か年で進めておりますよね、それでリニアの駅の周辺整備を含めて、このグリーンインフラも設けるというようなお話もさっきあったと思います。そこでおそらくこれ国ですから、補助金ももちろん出てくるだろうし、そういう観点からうまく連携をしていかれると思うのですけれども、そのような中リニア駅にグリーンインフラを用いていく計画があるのかどうなのか。飯田市のリニア駅を含むとすれば、県の5か年では到底追いつかないというような感じだと思いますから、そこにおいてグリーンインフラを、要は駅周辺に設けていくのか、どうするのか1つ教えていただければと思います。

○牧島リニア整備課長 リニア駅の周辺整備に関係します、グリーンインフラにつきましてご 質問をいただきました。まず、長野県が進めております今回のグリーンインフラの検討 につきましては、今回の5か年以降も続くものかなというふうに私どもは考えております。

リニア駅に関しましては、2027年の開業を目指してということで現在進めております。 ということになりますと6年後ということになりますので、それ以降ということになり ますが、先ほどお話しましたようにそれ以降も引き続き可能だというふうに考えて、現 在のリニア駅整備を進めてまいりたいというふうに思っております。

リニア駅とグリーンインフラにつきましては、先ほどお話しましたようにデザインノートの方ではグリーンインフラの活用ということを謳っております。現在、それに基づきましてそれを具現化するため検討を進めております。また、これにつきまして、どういった形で反映できるのか、どういう形で実現できるのかといった点につきまして、改めてご報告させていただきたいと考えております。

- ○熊谷(弘)委員 はい。ありがとうございます。
- ○早川委員 20番、早川です。貴重な機会をありがとうございます。

令和3年7月に信州まちなかグリーンインフラ宣言で、その前に令和3年4月に信州

まちなかグリーンインフラ推進計画があるということで、信州まちなかグリーンインフラ推進計画はおおよそ 28 ページにわたると思うのですけれども、その中でそもそもグリーンインフラということで、長野県の計画の趣旨ということで、ポイントが大きく3つ挙げられていると思うのですが、1つは自然機能を活かしたインフラ、2つ目が複数の課題解決に資するインフラ、このポイント1・ポイント2は、この飯田市の基本方針の中にあるとは思うのですけれども、ポイント3として新たなコミュニティの創出につながるインフラを県は1番最初に挙げているのですけれども、県と市を比較する必要はないのかもしれないのですけれども、県としてはポイント3として新たなコミュニティの創出にまで踏み込んで書き方をしていますけれども、市としては、もしそういった踏み込みがあるのであれば、書くべきなのかなぁと思いますし、そこまでは特に書く必要はないのであればいいのですが、県との整合性をとる必要はないと思うのですけれども、県が新たなコミュニティの創出ということを一番最初の趣旨に挙げていますが、それついてはどういうふうにお考えでしょうか。

- ○松平 ありがとうございます。今回の基本方針の変更につきましては、まず、導入推進を位置付けてスタートを切りたいという考え方でございますので、前回も組織体制の関係などについてもご意見をいただいておりますが、詳細はこれからでございます。
 - (1) 基本方針の中の先ほどの3つの方針の内の1つ目のところの導入にあたっての基本的な考え方の一番最後のところ「検討にあたっては、行政のみならず各種団体、地域住民、研究室など…」というふうに記載がございますけれども、色々な意味合いがございまして、専門的・技術的な部分についても、当市としても知見が足りない部分も知識が足りない部分もございますので、その部分を補っていただくというのもありますし、先ほど出たような維持管理等につきましても、どういう形でやっていけるのかということもありますし、地域のコミュニティとどういうふうに位置付けていくかというところも入っているということでございます。その部分についてはまだまだ研究が必要かなという部分もございますので、さらにそういった部分で明確に具体化できるような形に今後持っていきたいなというふうに思っております。

まずは導入推進を図るというところを基本方針におきまして、取り組んで行きたいという考え方でございます。

○早川委員 コメントいただきありがとうございます。この導入にあたっての事前は、地域と専門組織を連携した組織づくりをするということは書かれておるんですけれども、多分、県が言いたいことって違うんですね。グリーンインフラを導入したことによって、グリ

ーンインフラの機能として新しいコミュニティ、例えば、子育て世代の子供とかシニア世代の健康増進とか、あとはスポーツや環境整備など含めてマラソンコースにするのか散歩コースにするのか分からないですけれども、そういったグリーンインフラのその先の新しいコミュニティについて踏み込んでこそ、グリーンインフラって機能を発揮する、それが機能と効果の発現、新たな都市整備への導入推進で、2番目3番目へつながることを、僕は、県や阿部知事が言いたいことなんだろうとは思っているんですけれども、まだそこは、基本の何も始まっていないやわらかい状況なので、そこまで踏み込むのはまだまだ飯田市としてはリスキーという言い方は変ですけれども、まだまだ難しいところがあるので、一旦、基本理念だけを書きました、ただ、機能と効果の発現に関しては、新しいグリーンインフラの世界観というところまでには、今のところはここまでしか書けないということが限界ということでいいですか。

- ○松平 そのとおりでございます。
- ○早川委員 分かりました。ありがとうございます。
- ○高瀬職務代理 ほかにご意見・ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言するものなし)

それでは、飯田市土地利用基本方針の変更につきまして、先に飯田市都市計画審議会にお諮りし、その後、飯田市土地利用計画審議会にお諮りしたいと思います。

まずは、飯田市都市計画審議会として、飯田市土地利用基本方針の変更について、諮問のとおりとすることが適当である旨、答申することにご異議ございませんでしょうか。

(発言するものなし)

ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

よって、飯田市土地利用基本方針の変更については、諮問のとおりとすることが適当 である旨、答申することとさせていただきます。

続きまして、飯田市土地利用計画審議会として、同じく飯田市土地利用基本方針の変更につきまして、諮問のとおりとすることが適当である旨、答申することにご異議ございませんでしょうか。

(発言するものなし)

ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

よって、先ほどと同じように飯田市土地利用基本方針の変更については、諮問のとおりとすることが適当である旨、答申することとさせていただきます。ありがとうございました。

以上で、諮問事項に対する審議が終了しました。

答申書の文面につきましてはご一任いただければと思いますがいかがでしょうか。

先ほどご質問色々ございましたので、ご質問いただいた方に文言の修正等、見ていただくことを踏まえてもいいのかもしれませんけれども、その辺りも踏まえまして、答申書の文面につきましてはご一任いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(発言するものなし)

ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。

以上をもちまして、全ての審議が終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

○近藤 ありがとうございました。

6. 閉 会

○近藤 ここで事務局よりお知らせとご案内をさせていただきたいと思います。

本日、お配りしました当日配布資料 諮問書の写しでございますが、乱丁が一部あったようでございます。お帰りの際に受付で新しいものと交換いたしますので、乱丁がございましたら、そちらの方までお越しいただきたいと思います。大変失礼いたしました。

それでは、閉会にあたりまして佐藤市長よりご挨拶申し上げます。

○佐藤市長 本日は、大変慎重なご審議をいただきましてありがとうございました。

大事な意見をたくさんいただいたと思います。グリーンインフラにつきまして、非常 に分かりにくいというか、市民の皆さんになかなか説明が届かないのではないか、そう いうお話をいただきました。非常に大事なポイントだと思います。

グリーンインフラという、なんとなく良さそうだなというところで留まらないで、こ ういう意味合いでやります、あるいはこんなことをやっていきますというものを、これ から段々具体化する中で、市民の皆さんにもちゃんとお伝えしていきたいと思います。

最後に早川委員から指摘のあった点は、非常に大事なポイントのひとつでありまして、 実は飯田市の場合は、グリーンインフラという名前がまだ使われるよりもずっと以前か ら、その形の先行事例となるものがございます。

りんご並木と先ほど少し紹介しましたけれども、りんご並木こそがまちなかに緑があり、そこに1つのコミュニティ、中学生を中心とすることではありますけれども、あれをまちの皆さんが大事にして憩いの場としたり、あるいはお祭りをしたりと、そういう意味ではグリーンインフラの先行事例が実は飯田市にあるわけですね。

これをまた別のところでも、もう少し規模は違うと思いますけれども、やっていくんだというようなことを皆さんに、グリーンインフラの考え方として説明していくとかそ

ういったようなことが、これから要るのかなと思います。

リニア駅周辺につきましても、市民の皆さんが緑の下で憩う、集う、そんなようなイメージもぜひつくっていきたいなと思っておりますが、こういったことについてまた皆さんにも、計画といいますか案を具体化する中で、ご意見をいただいてつくっていくということになろうかと思いますので、またご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

あと、飯田南道路につきましては、今後、長野県の都市計画に関する手続きが進められることになります。ご承知おきいただければと思います。

冒頭で申し上げましたように、12月14日で今の委員の皆様の任期は終了するということでありまして、集まっていただいてご意見をいただくのは今回が最後になろうかと思いますけれども、これまでのご審議に感謝を申し上げまして、また、今後ともお世話になることもあろうかと思いますけれども、どうかよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○近藤 これをもちまして、令和3年度第2回飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画 審議会を終了させていただきます。

大変お疲れ様でした。

閉 会 15時10分